

# 船内荷役作業主任者の選任義務対象作業の見直し

(労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要)

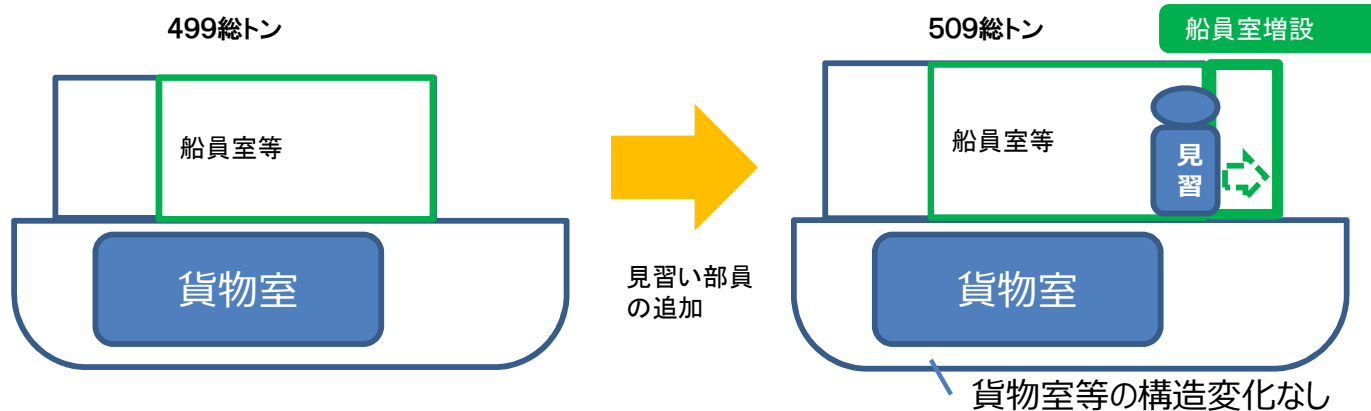
## 1 現状・課題

- 労働安全衛生法第14条、労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第6条第13号に基づき、船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業（総トン数500トン未満の船舶において揚貨装置を用いないで行うものを除く。）については、船内荷役作業主任者を選任しなければならないとされている。
- 一方、国土交通省において、平成29年6月に「内航未来創造プラン」が策定され、船員の安定的・効果的な確保・育成のため、魅力ある職場づくりの一環として、総トン数499トンクラスに設計された船舶について、船員確保を目的とした居住区域の拡大により総トン数500トン以上510トン未満となる船舶（以下「船員育成船舶」という。）を、総トン数500トン以上の船舶に対する各種規制の適用から除外する措置（以下「10トンボーナス措置」という。）が、下記のとおり講じられたところ。
  - 船舶職員の乗り組み基準について、総トン数500トン未満の基準を適用
  - 居住区域拡大による影響のない一部の安全基準（機関室の消防設備等）について、総トン数500トン未満の船舶と同じ基準を適用
- 港湾運送事業法体系においても、船員育成船舶について10トンボーナス措置を講じるための所要の改正が本年4月に行われたところ。（総トン数500トン未満の船舶のみ貨物の積卸しを行える沿岸荷役事業の範囲に限定された港湾荷役事業者が、船員育成船舶の貨物の積卸しを扱えるように改正。）
- 労働安全衛生法体系においては、現行、総トン数500トン以上の船舶となった場合に、船内荷役作業に係る作業主任者を選任しなければならない状況。

## 2 改正の概要

船員育成船舶について、船員室増設の前後で、貨物室等の構造変化がないことを確認するとされており、荷役作業の安全性に影響を与えないと考えられることから、船内荷役作業主任者の選任対象作業の範囲を以下のように見直す。（政令・省令）

船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業（総トン数500トン未満の船舶（船員の育成及び確保に資することを目的とする船員室の新設、増設又は拡大により総トン数が500トン未満から500トン以上510トン未満となったと認められる船舶を含む。）において揚貨装置を用いないで行うものを除く。）



船員育成船舶については、貨物室部分は総トン数500トン未満の船舶と同様であるため、荷役作業そのものは変わらないことから、作業主任者の選任対象から除くこととする

## 3 施行期日

公布の日（令和元年6月上旬予定）